

平成31年度 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要となってくる。また、いじめはすべての児童に起こり得る問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの影響・危険について十分に理解させなければならない。
- 学校及び職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見・対応に取り組み、軽微ないじめも見逃さない意識を持つようにする。いじめの防止に関しては、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動の充実を図っていく。また児童・保護者及び教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等の措置を講ずる。いじめの行為の重大性や行為を受けた児童の心身の苦痛の程度に応じて、適切に対応にあたるようにする。

2 いじめの防止等のための対策となる基本となる事項

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こり得る」など教職員が鋭敏な感覚を持ち、軽微ないじめも見逃さないように組織的に取り組む。
- ②「学校いじめ対策委員会」を核とし、教職員一人で抱え込まず、学校一丸となって組織で対応にあたる。
- ③いじめ問題の解決に向けて、児童が主体的に行動しようとする態度の育成を目指し、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④学校教育相談体制を充実させ、相談しやすい環境を作り、児童を守る。
- ⑤保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ⑥保護者との信頼関係に基づく対応をし、保護者の了解を得ていじめの解決を図る。
- ⑦いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育推進月間等での取組、いじめの防止に関わる全校朝会講話等を適時実施する。
- ⑧「いじめ防止プログラム」を活用し、学期1回、年間3回の「いじめ防止」に関する授業を行う。

3 いじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ対策委員会」の設置（図1）

いじめの防止等を実効的に行うため、校内に「学校いじめ対策委員会」を設置し、児童の実態把握、いじめ防止の取り組みの具体的な取り組みの推進を図る。

〈構成員〉

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、保健主任、当該学年、担任、SC、他関係者（田無警察スクールサポーター、民生児童委員、SSW等）その他必要に応じて

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止の取り組み（毎学期初めの道徳での授業を含む）に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

〈開催〉

毎月1回、校内委員会において適時置行う。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

4 段階に応じた具体的な取り組み

(1) **いじめ未然防止** “いじめを生まない、許さない学校づくり”

- ①児童が安心して生活できる学級・学校風土をつくる。
- ②教職員の意識向上と組織的対応を徹底する。
- ③「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化するとともに機能を強化する。
- ④いじめを許さない指導を充実させる。
- ⑤児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成を図る。
- ⑥保護者・地域・関係機関との共通理解を形成する。

(2) **いじめの早期発見のための措置** “いじめを初期段階で「見える化」する学校づくり”

- ①すべての教職員が児童の状況を把握し、初期段階のいじめを見逃さない。教職員の一人一人の気づきを組織的に対応できる仕組みを構築する。
- ②いじめ相談体制を整える。
児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
 - ・児童対象アンケートまたは聞き取り調査 年3回（アンケート用紙は一年間保管）
 - ・スクールカウンセラーとの情報交換 毎週金曜日
 - ・全職員間の情報交換及び共通理解 毎週金曜日夕
 - ・いじめ相談窓口の設置（副校長）
- ②いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図る。全教職員が「いじめ」の定義の正しい理解に基づいて確実な認知ができるようにする。
（『いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—』を活用）
- ③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策をとる。
「SNS東京ルール」に基づく取り組みをし、情報モラル教室等を行う。（今年度は6月15日、3～6年生と保護者を対象に携帯電話使用に関するルールについての講演会を行う）
- ④保護者・地域・関係機関などからの情報提供や通報を確実に「学校いじめ対策委員会」に共有できる体制作りをする。

(3) **早期対応のための措置** (図2)

“いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり”

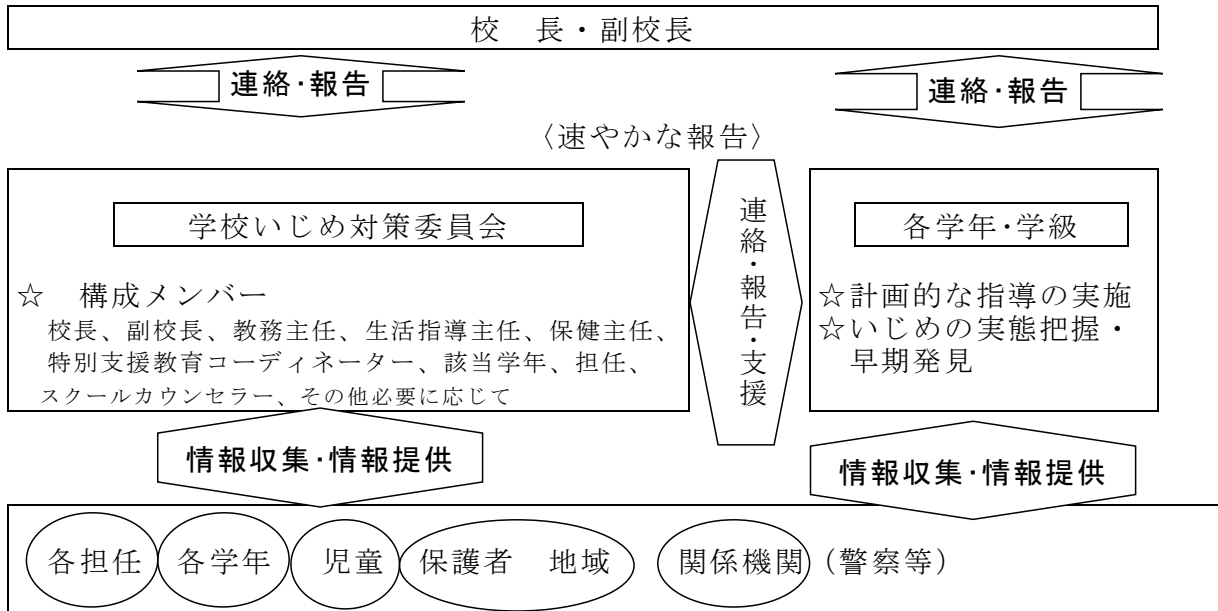
- ①「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底を図る。いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ②被害児童の感じる心身の苦痛の程度に応じた対応をとるとともに、加害児童の行為の重大性の程度に応じた指導をする。保護者の協力と理解を得ていじめの解決を図る。
- ③いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④重大事態につながらないようにするための対応をとる。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。
- ⑤「いじめ認知報告書」及び「いじめの指導状況管理一覧」に記録をし、市教育委員会への報告をする。

(4) **重大事案への対処** (図3) “問題を明らかにし繰り返さない学校づくり”

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

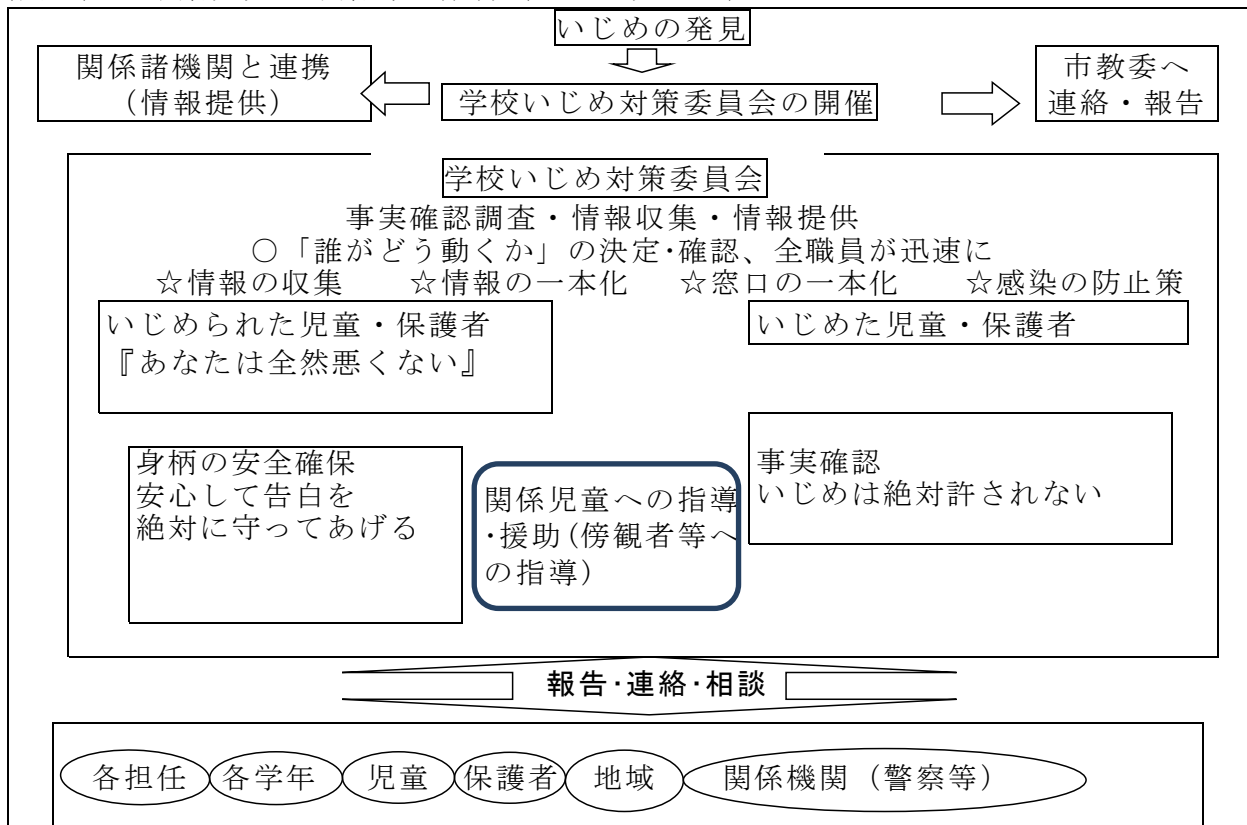
- ①重大事態が発生した旨を、東久留米市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤「いじめの指導状況管理一覧」に対処した状況を記入する。
- ⑥被害児童の安全確保、不安解消のための支援を行う。
- ⑦加害児童の更生に向けた指導、支援を行う。

(図1) 学校いじめ対策委員会体制 (平常時)



※ 「学校いじめ対策委員会」を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同委員会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

(図2) 早期発見・早期対応体制 (いじめ発生時)

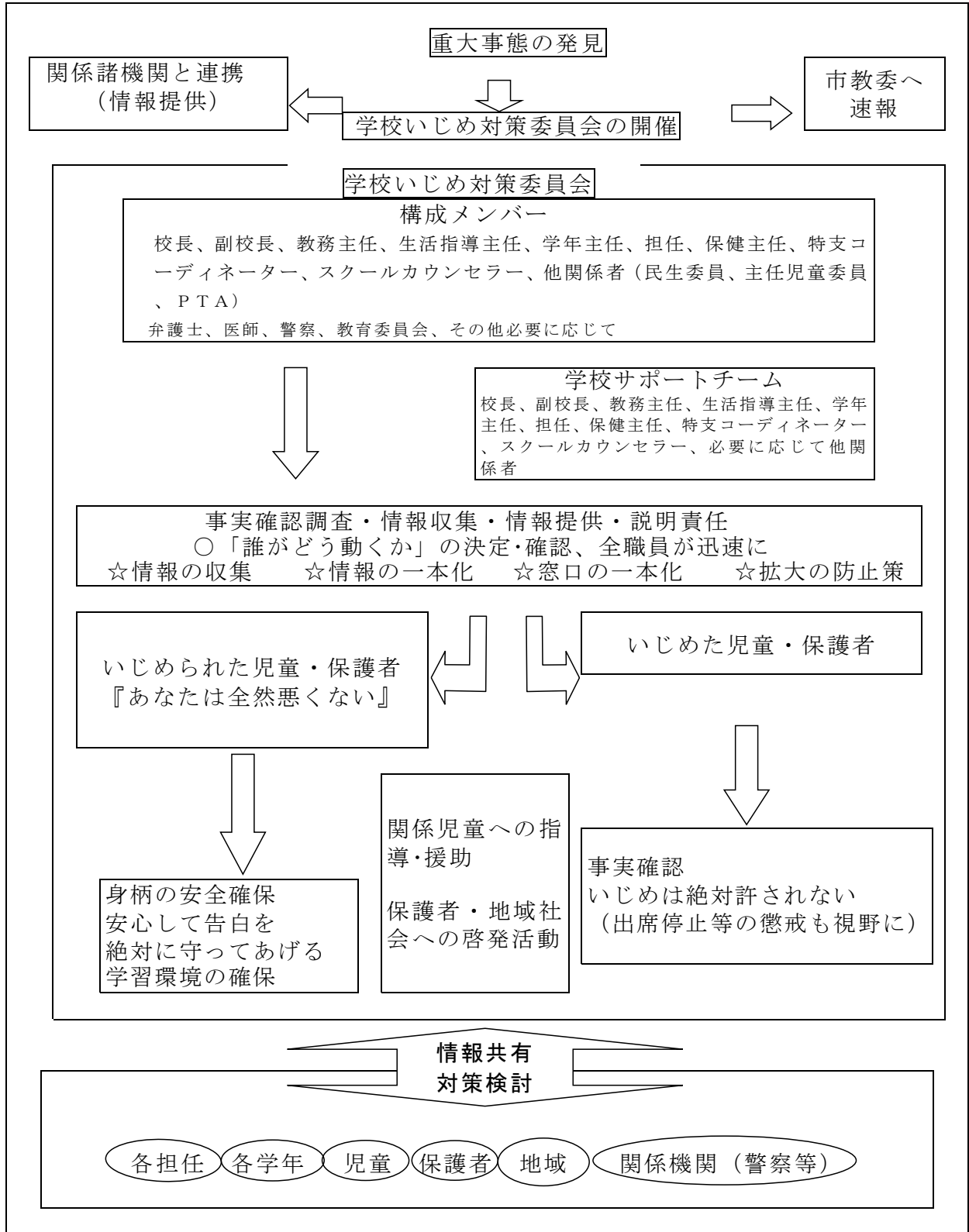


いじめの解消
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続
(日常観察・SC等との連携)

学校評価
取組の分析、改善

(図 3) 重大事態発生時の対処



↓

報道等への対応
(教育委員会との連携)
他児童等のメンタルヘルス・ケア
(全校児童の不安解消)

事後観察・支援の継続
(ケア等日常観察・関係機関等との連携)

学校評価
(取組の分析、改善)